

2018年度臨時総会の参加について

理事会

2018年度臨時総会を上記のとおり開催いたします。臨時総会には全ての個人会員が参加し、議決権を行使していただく必要があります。臨時総会会場への出欠にかかわらず、個人会員全員が、別途送付（9月中旬に発送予定）する臨時総会議案を十分ご検討のうえ、同封してある臨時総会参加票によって、議案に対する賛否等の意思の表明を行って下さい。

本臨時総会では、2018年度総会（2018年5月17日開催）において、賛成数の不足により承認されませんでした「議案5 定款の一部改正について」を、再度提案させていただきます。これは、理事会や総会の議決等を電磁的に行うための措置であり、学会経費の削減に必要な改正です。

この議決の承認には、全個人会員の3分の2以上

（約2,200人以上）の賛成が必要です。ご趣旨にご賛同いただき、すべての個人会員に臨時総会参加票の提出をお願い申し上げます。

なお、臨時総会会場に出席した場合は、その場における意思表示が優先されます。

【個人会員について】

気象学会の会員には、個人会員、団体会員、賛助会員、名誉会員の4つの種別があります。このうち、個人会員が法人（日本気象学会）の社員として議決権を有することになっております。

なお、2018年度の臨時総会で議決権を有する個人会員の数は、9月10日（月）に確定いたします。